

本書の分量が多いのは東電と行政の嘘の分量が多いからです。
3.11に本来の手順書で運転していたのであれば本書は無です。

(赤枠/赤下線/赤字は当サイト
gemini.to によるコメントです)

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書 (事象ベース)

この手順書の施行日は 2010年 2月11日 (103)

この頁は、3.11の原発事故時に適用すべき手順書「第22章」の目次です。

第 2 2 章 自然災害事故

22-1	大規模地震発生	22-1-1
	14時46分:地震検知で「自動スクラム」が発生しているので、下記の手順書を適用することになる。	
	(A-1) 大規模地震発生の場合 (自動スクラムした場合)	22-1 A-1
	(A-2) 大規模地震発生の場合 (自動スクラムしない程度の場合)	22-1 A-2
	(B) 人身災害対応の場合	22-1 B
	(C) 地震発生後の発電機水素緊急放出の場合	22-1 C
	(D) 地震発生時の漏水対応の場合	22-1 D
	14時47分:地震の被害で「外部電源が喪失」しているので、下記の手順書を適用し、	
	(E) 外部電源喪失の場合	22-1 E
	原子炉圧力を 6.8 MPaから 0.6 MPa以下まで下げ冷温停止を目指すことになる。	
22-2	津波発生	22-2
	14時49分:津波警報が発令されているので、下記の手順書を適用し、津波を監視し、	
	(A) 近地津波発生の場合	22-2 A
	海水ポンプを損傷から保護するための停止操作等を行わなければならない。	
	(B) 遠地津波 (チリ) 発生の場合	22-2 B

黒いカルテ-東電原発事故編

東電と行政-嘘のお付き合い

東電-嘘の行方 (概要2枚綴) +1枚

緊急声明2023

世の中、不思議なことがあるものです。

なんと、あの大地震と大津波の3.11当日の原発事故説明に
手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 津波発生」が
出て来ないのです。

「第22章」の手順に何か問題があったのか？

「第22章」の手順に基づいて運転していなかったのか？

ともかく、東電は「第22章」を封印し、知らんぷりなのです。

3.11に手順書「第22章」を適用していれば 1号機のメルトダウンは避けられた可能性があります。
このことを隠し誤魔化すことにした東電は、大胆な嘘をつかざるを得ないハメに陥って行ったのです。

さて、東電が大胆にも「第22章」の替え玉として記者団に配布した手順書が、→ 次頁へ

同じ過ちで再び日本を汚してはならない。

原発の安全とクリーンな日本のために嘘つきは排除され嘘は訂正されなければならない。

2007年の東越沖地震による柏崎刈羽原発の事故を教訓に、2010年に手順書「第22章」が新規作成施行された。
しかるに、3.11事故時に「第22章 (E) 外部電源喪失の場合」の手順にある原子炉の減圧が行われていなかった。
不思議なことにその後の東電の事故報告に「第22章」は出て来ず、また適用した場合の検証も行われていない。
2007年の教訓が、2011年の事故時に全く生かされなかったばかりか、その後の検証にも全く生かされていない。
このままでは、柏崎刈羽原発に地震が発生した場合に適用すべき手順書について同じ過ちを犯すことになるので、
**福島第一原発1号機について手順書「第22章」を適用すべきだったと東電が認め
検証報告がされない限り、新潟県は柏崎刈羽原発の再稼働に同意してはならない。**

さて、東電が大胆にも「第22章」の替え玉として記者団に配布した手順書が、「第1章 原子炉スクラム事故 (B)主蒸気隔離弁閉の場合」だったのです。

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書 (事象ベース)
2010年 1月16日 (102)

この頁は、事故時運転操作手順書「第1章」の目次です。

△第1章 原子炉スクラム事故

1-1 原子炉スクラム

(赤文字/赤下線は当サイト gemini.to によるコメントです)

- | | |
|-----------------------|-------|
| (A) 主蒸気隔離弁閉の場合 | 1-1 A |
| (B) <u>主蒸気隔離弁閉の場合</u> | 1-1 B |
| (C) 起動用変圧器 1S停止中の場合 | 1-1 C |
| (D) 起動用変圧器 2S停止中の場合 | 1-1 D |

いや、それはいくら何でも変でしょう。地震で自動スクラムしたら「第22章(A-1)」でしょうが。1分後に地震で外部電源が喪失したから「第22章(E)」で減圧でしょうが。2分後に津波警報が出たから「第22章-2」で引き波対応でしょうが。「第1章」だなんて、いくら何でも突飛です。

ところが、この「第1章」を適用して運転し操作に問題は無かったとする東電の替え玉陽動作戦が通用し、新聞は「地震発生から津波が到達するまでは手順書通りに実施した」と報じたのです。

それにしても、3.11の手順書に地震も津波も関係の無い「第1章」が通用したのは、なぜか？「第22章」は公開されておらず、なぜ「第22章」を使わなかったのかという疑問自体が発生し得ない状況に置かれていたのです。「第22章」の存在を知らなければ騙されるしか仕方が無いのです。なお、この時「第22章」は経産省内に留め置かれたままであり公開されていなかったのです。

事故解明に当たるはずの 経済産業省 原子力安全・保安院はというと・・・

3.11と「第22章」との比較検証は、さっぱり出てこない。

なんと保安院は・・・東電の嘘にお付き合い・・・原子力村の大問題・・・東電と一緒に国民騙し・・・。

「政府・東京電力統合対策室合同記者会見」も「技術的知見に関する意見聴取会」も「第22章」が封印されたまま、3.11の手順書検証なのに地震無し外部電源喪失無し津波無しのインチキ資料によるインチキ質疑で、アリバイ作りのスケジュールこなし・・・。

経済産業省が「第22章」をその他多数の手順書に潜ませて一括ネット公開したのは、事故時の運転操作説明に関する一連の質疑スケジュールが済んでからのことであった。

7年後、原発抱えた新潟県、手順書問題大バトル、東電はトボけたまんま
新手の嘘がそのまんま、このままの再稼働はあり得ない(第13話)。

東電が「第22章」からわざわざ逃げ回るのは、下記の可能性がゼロでは無いからです。

3.11に「第22章」で対応していれば1号機のメルトダウンは避けられた可能性についての理屈
3.11の場合は「第22章 大規模地震発生(E)外部電源喪失の場合」で対応して減圧し、大津波警報が出ていたことに鑑み保安規定のスクラム(緊急停止)の場合の55°C/h以下の制限の例外を適用しICを停止させることなく原子炉の冷却を続行していれば、津波来襲による冷却電源喪失後の冷却水の沸騰吹き出しによる冷却水の喪失が90分程度後ろへズレ込むことになり、直流電源復活後の18時18分のIC操作時点で冷却水が燃料上部に120cm程度残存しており、メルトダウンが避けられた可能性が十分にあったこととなります。(詳細はホームページ第8話参照)

上記の可能性がゼロならば、東電は「第22章」からわざわざ逃げ回る必要は無いのです。

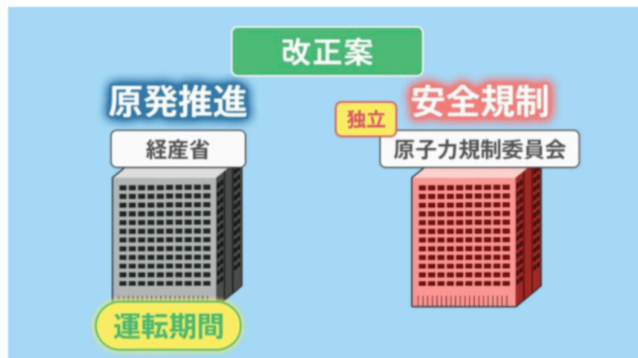
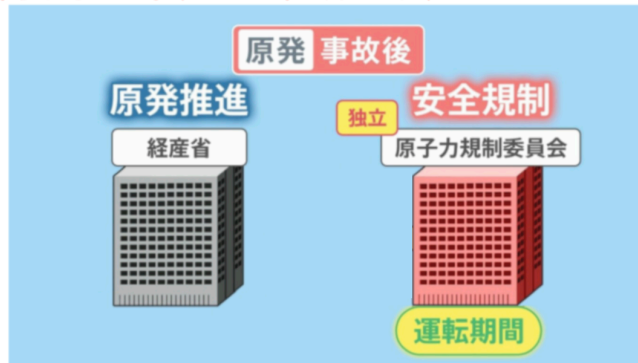
上記枠内のような議論発生を芽を摘むため、東電は「第22章」を後ろへ追いやり、替え玉の「第1章」を適用し問題は無かったとの虚偽文書を作成し2011年10月24日の記者会見で配布し情報工作を行なったのです。

上記枠内のような議論発生を芽を摘むため、東電は「第22章」をさらに遠ざけ、新手の替え玉の(EOP)を適用することになるとの虚偽改竄文書を2018年10月31日の新潟県の委員会で配布し説明したところ、大バトルになったのです。

緊急声明:「運転期間」の移管を許すな2023



上図の仕組みでは原子力安全・保安院が東電に取り込まれ規制が甘くなり、福島第一原発事故のようなことになってしまうので、その教訓から、経産省から切り離し独立した下図のような原子力規制委員会が環境省の外局として作られました。(2012年9月19日)



しかるに、それが、なんと、上図のように「運転期間」の所管を環境省から原発推進の経産省へ移管し、下図のように原発60年超の運転を可能にするような法改正が、今国会で行われようとしているのです。



20230228 閣議決定
原子力基本法
電気事業法
原子炉等規制法
再処理法
再生可能エネルギー特別措置法
上記五つの法案の「束ね法案」
20230330 審議入り
「GX脱炭素電源法案」

40年超、60年超の老朽化原発では、事故時の運転対策がますます重要になってきます。その運転延長の認可を、3.11の東電の事故時運転を粉飾説明して誤魔化したまるで東電の代弁者たる経産省が行なうことにしようというのですよ皆さん。(粉飾説明日 20111024 同年1125 同年1209) 「運転期間」の移管は「猫に鯉節」ですよ。そこには、延長認可が甘くなるという必然が潜んでいるのです。原発を活用しようとする前に、清算しておかねばならない過去の運転に関する大嘘があるのです。

福島第一原発1号機について手順書「第22章」を適用すべきだったと経産大臣が答弁し関係嘘つき官僚を排除して嘘を訂正しない限り、「運転期間」の移管を許してはならない。